

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日から潜水土木業務の一人親方として労働者災害補償保険に特別加入している者である。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、A栈橋撤去工事現場の水深〇m地点において、水圧式エアーポンプを使用して海底の浚渫作業を約〇分間行った後、海面に浮上した際、左肩痛を自覚したという。請求人は、同月〇日、B病院に受診し「左肩減圧症」と診断され、その後、複数の医療機関で療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第11級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、①左上肢の機能障害、②左耳付近から左頸部、肩、背中にかけての神経症状及び③左耳の耳鳴りであると認められる。

(2) 改めて、本件における一件記録を精査したが、請求人には受傷部位に起因する左肘関節の可動域制限、広範囲にわたる疼痛及びめまいが確認できるも、聴力検査の結果から難聴との所見は認められていない。

そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人には、左肘関節に障害等級第12級の6「関節の機能に障害を残すもの」及び受傷部位に障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」、めまいについて、障害等級第14級の9に該当する障害が認められると思料するところ、請求人に残存する障害の程度は、併合の方法を用いて障害等級第11級に該当するものと判断する。

(3) 請求人及び再審査請求代理人は、請求人には突発性の頸部、肩、肘の激痛が生じており、請求人に残存する障害の程度は障害等級第6級又は第7級に該当する旨主張するが、引用する認定基準に基づく当審査会の判断は上記のとおりであり、同主張を採用することはできない。

(4) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第11級を超える

ものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。